

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成30年  
4月3日  
(火曜日)

## 目 次

○公告

山口県大島防災センターに係る指定管理者の指定（防災危機管理課）……………

国土調査の成果の認証（政策企画課）……………

一般競争入札の実施（情報企画課）……………

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）……………

公共測量の実施の終了（監理課）……………

○教委公告

一般競争入札の実施……………

○公安委告示

技能検定員審査の実施……………

教習指導員審査の実施……………



### （五八）山口県大島防災センターに係る指定管理者の指定

山口県防災センター条例（平成二十年山口県条例第三十号。以下「条例」という。）第十條第一項の規定により、山口県大島防災センターに係る指定管理者を次のとおり指定しました。

平成三十年四月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

周防大島町 大島郡周防大島町大字小松一二六番地の二

### 二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

（一） 条例第三条各号に掲げる業務に関すること。

（二） 条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

（三） 条例第六条の許可をすること。

（四） 条例第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

### 三 施設及び設備の維持管理に関すること。

（五） 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間

### （五九）国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成三十年四月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
防 府 市	平成二十八年四月一日から平成二十九年七月九日まで	防府市地籍図	大字奈美の一部
岩 国 市	平成二十七年四月十四日から平成二十九年二月七日まで	岩国市地籍図	錦町宇佐郷の一部
美 祢 市	平成二十七年四月十三日から平成二十九年二月二十五日まで	美祢市地籍図 美祢市地籍簿	東厚保町山中及び美東町大田の各一部

### 二 認証年月日

平成三十年四月三日

### （六〇）一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十年四月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 入札に付する事項  
次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

サーバ仮想化基盤システム 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 使用期間

平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日までの間

(四) 使用場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第百三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十年山口県告示第四十三号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) 平成三十年四月三日から同年五月十六日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づき参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十七年四月一日から平成三十年四月三日までの間に、一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。

(七) 県の委託を受けて県が実施する情報に関する事業の管理の一部を行う者(当該者から再委託を受けた者を含む。)でないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総合企画部情報企画課において交付する。

五 入札の方法

この入札は、政令第百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。

六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額(以下「入札金額」という。)を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総合企画部情報企画課

(三) 受領期限

平成三十年五月十五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成三十年五月十六日午前十時)

七 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課研修室

(二) 日時

平成三十年五月十六日午前十時

八 入札保証金

免除する。

九 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十 落札者決定基準

## (一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案並びに技術的能力に関する事項を総合的に評価することにより行う。

## (二) 審査基準

## 1 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。

## 2 システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価

提案書に記載された全体概要、システムの機能、システムの運用及び保守並びに技術的能力に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体概要、システムの機能、システムの運用及び保守並びに技術的能力に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。

## 3 配点

価格評価（価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。）及び機能等評価（システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価をいう。以下同じ。）の配点については、次のとおりとする。

- (1) 価格評価 二百点
- (2) 機能等評価

全体概要 百点

システムの機能 二百点

システムの運用及び保守 二百点

技術的能力 百点

## 4 適否判定

物品調達等審査会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。

## 十一 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点（価格評価及び機能等評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。）を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十の(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者としなない。

(二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機

能等評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、機能等評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

## 十二 その他

## (一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成三十年五月一日午後五時十五分までに山口県総合企画部情報企画課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成三十年五月八日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）

3 一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面

(五) 契約保証金

免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十年四月二十三日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三―三九六〇）に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課（電話〇八三一九三三―二六七〇）に問い合わせること。

## 十三 Summary

(1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of infrastructure System for server virtualization

(3) Use term: From September 1, 2018 to August 31, 2023

(4) Use place: The place designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural

Government (Tel. 083-933-2670)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. May 15, 2018 (If brought in person: 10:00 A.M. May 6, 2018)

別表第1

評価の項目	評価の基準	
	評	準
提案の趣旨	システムに係る機器の借入れに至る背景や課題を十分に理解し、借入れの目的並びに機器の保守及び管理についての提案の趣旨が明確に記述されていること。	
工程計画	下記の事項について提案されていること。 (1) 使用期間を概括する全体の工程に関する計画 (2) 契約の時点から使用開始までの導入に関する計画 (3) 既存のシステムからの移行に関する計画	
業務体制	システムの構築、品質管理、移行、運用及び保守の体制について提案されていること。	
秘密の保持	業務に関して知り得た情報等の管理について提案されていること。	
システムの構成	ハードウェア及びソフトウェアの構成を記述したシステムの全体構成図が提出されていること。サーバの稼働にあたり、十分な性能を有する導入を予定している機器性能が提案されていること。 2. 十分な性能を示す基本ソフトウェアのライセンスについて、必要十分な数量が提案されていること。 3. バックアップの構成について、システムの規模に応じた十分な性能を有していることを示す機器性能が提案されていること。 4. システムのネットワークの構成について、ネットワーク構成図を用いて提案されていること。	
システムの可用性	システムの可用性について提案されていること。	
システムの障害検知	システムに障害が発生した場合の検知方法及びシステム管理者への通知方法について提案されていること。	
セキュリティ対策	/ コンピュータウイルス、不正アクセス、悪意のある攻撃等に対する対策について提案されていること。 2. システムのアクセス権限設定について提案されていること。	
システム監視	サーバの稼働状況の監視及びアクセスに関する記録の検査を行う方法について提案されていること。	
バックアップ運用	仕様に基づくバックアップ運用計画について提案されていること。	
セキュリティ対策	セキュリティ対策及びその運用体制について提案されていること。	
システム運用及び	システム運用支援策 デストオペラ運用における担当部署との作業分担について提案されていること。	

技術的能力	評価の基準	
	判	準
保守	1. 障害が発生した場合にその原因を速やかに特定するための手法について提案されていること。 2. 障害が発生した場合に速やかに復旧する手法について提案されていること。	
類似する業務の経験	/ システムの設計及び構築から安定稼働期までの業務に従事する下記の者について、所属部署、役職、資格、経歴、実績等が記述されていること。 (1) 導入を有する者 (2) 十分な実績を有する者 (3) システムの構築及び運用に必要なハードウェアに関する知識、保守及び管理についての十分な実績を有する者 2. 業務の遂行に有効な情報、手法、技術等の入手方法について記述されていること。	
業績及び資格等	/ 品質管理、セキュリティ及び個人情報保護に関する認証の取得について記述されていること。 2. 国及び都道府県と物品の賃貸借契約を締結し、円滑に実施した実績について記述されていること。	

別表第2

判定の項目	判定の基準
形式及び装丁	提出を求めた書類が、全て指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	契約の目的を果たすための実施体制が、業務内容に即したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	所要経費が予定価格の範囲内であって、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるものかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものかどうか。
提案性	全体として提案の内容に価値があると判断されるものかどうか。

(六) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成二十九年十一月十四日山口県公告(三〇〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり

下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年四月三日から同年五月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年四月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ダイレックス豊浦店  
所在地 下関市豊浦町大字吉永一八六三の二
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(六二) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成三十年四月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
公共測量(道路台帳図データ作成)
- 二 作業の地域  
周南市大神一丁目、大神三丁目、遠石一丁目、大字下上、大字徳山及び大字夜市
- 三 作業の期間  
平成二十九年九月二十九日から平成三十年二月二十八日まで



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十年四月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項  
次に掲げる物品等の借入れ
- (一) 物品等の名称及び数量
- (二) 教育用ネットワークシステム 一式
- (三) 物品等の特質等
- (四) 入札説明書及び仕様書による。
- (五) 使用期間  
平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日までの間
- (六) 使用場所  
契約担当者が指定する場所
- 二 入札参加資格
- (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (二) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六十七条の四第一項各号のいずれかに規定する者でないこと。
- (三) 政令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (四) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十九年山口県告示第二百三十七号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成三十年山口県告示第四十三号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (五) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (六) 平成三十年四月三日から同年五月十五日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (七) 平成二十七年四月一日から平成三十年四月三日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)に一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績を有していること。

- (七) 教育用ネットワークシステム更改業務総合評価審査委員会の委員が所属する法人でないこと。
- 三 契約条項を示す場所  
山口市秋穂二島一〇六二番地 やまぐち総合教育支援センター
- 四 入札説明書及び仕様書の交付  
やまぐち総合教育支援センターにおいて交付する。
- 五 入札の方法  
この入札は、政令第六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める書類を添えて提出すること。
- 六 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
  - (一) 記載方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額(以下「入札金額」という。)を入札書に記載すること。
  - (二) 提出場所  
やまぐち総合教育支援センター
  - (三) 受領期限  
平成三十年五月十四日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成三十年五月十五日午前十時)
- 七 入札を執行する場所及び日時
  - (一) 場所  
山口市秋穂二島一〇六二番地 やまぐち総合教育支援センターICT実践室
  - (二) 日時  
平成三十年五月十五日午前十時
- 八 入札保証金  
免除する。
- 九 無効入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (一) 入札参加資格のない者がした入札
  - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
  - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 十 落札者決定基準

- (一) 総合評価基準  
落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案を総合的に評価することにより行う。
- (二) 審査基準
  - 1 価格に関する提案の評価  
提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価点を求める。
  - 2 システムの機能に関する提案の評価  
提案書に記載された全体計画及び技術的能力、システムの要件、システムの機能並びにシステムの保守管理に関する事項について、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、全体計画及び技術的能力、システムの要件、システムの機能並びにシステムの保守管理に係る評価点を求める際の評価項目及び基準は、別表第一のとおりとする。
  - 3 配点  
価格評価(価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。)及び機能評価(システムの機能に関する提案の評価をいう。以下同じ。)の配点については、次のとおりとする。
    - (1) 価格評価 二百点
    - (2) 機能評価
      - 全体計画及び技術的能力 百点
      - システムの要件 二百点
      - システムの機能 二百点
      - システムの保守管理 百点
  - 4 適否判定  
教育用ネットワークシステム更改業務総合評価審査委員会において入札者の提案の内容について適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及び基準は、別表第二のとおりとする。
- 十一 落札者の決定方法
  - (一) 山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点(価格評価及び機能評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。)を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、十の(二)の4の適否判定において提案の内容について否とされた場合には、落札者とならない。
  - (二) 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機

能評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、機能評価に係る評価点が同点であるときは、入札金額が最も低い者を落札者とし、当該者が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

十二 その他

- (一) 契約担当者 やまぐち総合教育支援センター所長 竹本 芳明
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否 要
- (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成三十年四月二十日午後五時十五分までにやまぐち総合教育支援センターに提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成三十年四月二十七日までに発送する。
  - 1 入札参加資格確認申請書
  - 2 納税証明書（外国人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）
  - 3 一に掲げる物品等又はこれに類似する物品等を納入した実績について記載した書面
  - (五) 契約保証金 免除する。
- (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成三十年四月九日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三―三九六〇）に申請書を提出すること。
- (七) 詳細については、やまぐち総合教育支援センター（電話〇八三一九八七―一六〇）に問い合わせるもの。
- 十三 Summary
  - (1) Branch office in charge of the contract: Yamaguchi Education Support Center
  - (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of Network System of Education
  - (3) Use term: From January 1, 2019 to December 31, 2023
  - (4) Use place: The place designated by person in charge of the contract
  - (5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Yamaguchi Education Support Center (TEL 083-987-1160)
  - (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. May 14, 2018 (In case of bringing a tender: 10:

00 A.M. May 15, 2018)

別表第一

評価の項目	評価の基準
計画の策定	1 計画の内容について、仕様書の内容を踏まえ提案であること。 2 適正かつ初歩的な作業の日程が提案されていること。 3 設計を開始する時からシステムを安定的に稼働させることができるまでの工程の考え方及び日程が明確に記述されていること。
進捗管理	進捗管理に対する考え方及びその実施の手法について、明確に提案されていること。
実現の方式	1 仕様書に定める機能、仕様等を実現する方式について、具体的に提案されていること。 2 提案している方式の優れている点について明確に記述されていること。 3 提案する教育用ネットワークシステムについて、やまぐち総合教育支援センター（以下「センター」という。）と同等の規模の教育センターにおける利用の実績が記述されていること。
品質保証	仕様書に定める機能、仕様等に係る品質の定義及び管理について、責任制を含めて具体的に提案されていること。
業務の経験及び資格等	システムを設計し、及び構築する時からシステムを安定的に稼働させることができるまでの間に業務に従事する者（各工程において、本業務に50パーセント以上従事することが見込まれる者に限る。）の所属部署、役職、資格、経歴、実績及び担当業務が記述されていること。
業績及び資格等	1 国際標準化機構が定めるISO9001等の認証の取得について記述されていること。 2 セキュリティ及び個人情報保護に関する認証の取得について記述されていること。
その他の提案	仕様書に定める機能、仕様等以外の機能、仕様等に関する提案がある場合には、その内容及び創意工夫した点について具体的に記述されていること。
システムの概要	1 教育用ネットワークシステムに関して、全体の仕組み、基本的な考え方及び特長が明瞭かつ簡潔に記述されていること。 2 教育用ネットワークシステムに関して、ハードウェアの設定の条件、選定理由、容量又は規模、性能及び信頼性が明確に記述されていること。また、冗長化等の障害対策によりシステムを稼働させる上で十分な信頼性が確保されていること。また、システムを稼働させる上でハードウェアに関して、システムを稼働させる上で仕様書に定める応答時間、処理時間等を実現するために十分な性能を有していることが証明されていること。 3 システムの性能について、ネットワーク環境を十分に考慮した上で、具体的な実現方法等について記述されていること。 4 研修用ハードウェアに関して、多様な接続方法及び利用方法に対応し、持ち運びに際して堅牢性を有していることが明示されていること。

システムの拡張性及び柔軟性	1. 教育用ネットワーク留意して創意工夫した点及び具体的な解決策が記述されていること。 2. 研修用コンピュータ等は、多様な研修形態に対応できる機能を有し、研修かつ映像編集等に十分対応できる性能を有していることが明示されていること。 3. 教育用ネットワーク端末を管理し、それらの復旧等を遠隔で行うことができることが明示されていること。
	vsn21ネットワークと連携して業務が行うことができるよう提案されていること。
他のシステムとの連携	不正アクセス及び悪意のある攻撃から教育用ネットワークシステムを保護するために講ずるセキュリティ対策について、システムの構築上の対策と運用上の対策とを区分して提案されていること。
セキュリティ対策	教育用ネットワークシステムのデータ資源の円滑な移行のために講じる対策について、システム構築上の対策と運用上の対策とを区分して具体的に提案されていること。
データの移行	1. 仕様書において表現することが必須とされている機能について、当該機能を実現することができない場合には、その旨が明示され、かつ、当該機能を代替する運用方法が記載されていること。 2. 機能ごとの主要な操作画面が記載されていること。 3. 仕様書に定める出力帳票及びデータ抽出の機能が示され、かつ、仕様書において実現することが必須とされている機能(当該機能を実現すること)ができない場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等)が示され、かつ、仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能
機能の概要	1. 研修管理システムについて、全体の枠組み、基本的な考え方や特長が明瞭かつ簡潔に記述されていること。 2. 示された仕様書に記述されている製品の名称、選定した理由及び特長が明瞭かつ簡潔に記述されていること。 3. 仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必須とされている機能(当該機能を実現すること)ができない場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能
システムの管理	1. 研修管理システムにより実現される機能が一覽で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。 (1) 仕様書において実現することが必須とされている機能(当該機能を実現すること)ができない場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) (2) 仕様書において実現することが任意とされている機能(当該機能を実現すること)ができない場合には、その旨 (3) 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能
システムの構築	提案するシステムにより実現される機能が一覽で示され、かつ、仕様書に定める次の区分に区別して明確に記述されていること。

システム	機能	
	講師履歴管理業務	
システムの運用	1. 仕様書において実現することが必須とされている機能(当該機能を実現すること)ができない場合には、その旨及び当該機能を代替する運用方法等) 2. 仕様書において実現することが任意とされている機能(当該機能を実現すること)ができない場合には、その旨 3. 仕様書に定める機能以外の機能で提案するシステムにより実現される機能	提案するシステムにより実現される機能が一覽で示され、実施内容等が具体的に記述されていること。
システムの保守	教育用ネットワークシステムの運用に関して、基本方針、計画、特色、実施内容等が具体的に記述されていること。	教育用ネットワークシステムの保守に関して、基本方針、計画、特色、実施内容等が具体的に記述されていること。
システムの保守体制	運用及び保守について、契約期間中の体制が提案されていること。	
システム監視	サービス稼働監視、バッチ処理実行監視等の手法について提案されていること。	
システム保守手順	セキュリティパッチの適用、バッチジョブウェアの機能修正等、システム保守時の実施手順について、提案されていること。	
障害対応	障害が発生した場合にその原因を速やかに特定し復旧する手法について提案されていること。	
借入期間の満了後の対応	借入期間の満了後の対応について、具体的に記述されていること。	
研修会及びバリエーション	センタ一の職員を対象とした研修会の開催及びバリエーションの作成について提案されていること。	
その他の提案	保守管理に関して仕様には定められていない以外の提案がある場合には、その内容及び創意工夫した点について具体的に記述されていること。	

別表第二

判定の項目	判定の基準
形式及び装订	提出を求めた書類が、すべて指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	契約の目的を果たすための実施体制が、業務内容に即したものであって実現性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	所要経費が予定価格の範囲内であり、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると判断されるものであるかどうか。
明瞭性	全体として提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。



提案性

全体として提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。



### 山口県公安委員会告示第八号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成三十年四月三日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
  - 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）及び技能検定員審査（準中型）
- 二 審査の日時及び場所
  - (一) 日時 平成三十年五月七日（月曜日）及び同月八日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
  - 平成三十年四月十六日（月曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
  - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
  - (一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
  - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
  - 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

### 七 審査手数料

二万三千四百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千三百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円

備考  
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

### 八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
  - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類  
技能検定員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成三十年五月八日（火曜日）及び同月九日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千五百円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五十円

- 七 審査手数料  
 一万九千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 六 運転免許証の提示  
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 五 提出書類  
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 四 審査申請書の提出先  
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
 平成三十年四月十六日（月曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 二 場所  
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 一 場所  
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

- 備考  
 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。
- 八 その他  
 (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。  
 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類  
 技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）
- 二 審査の日時及び場所  
 (一) 日時 平成三十年五月十日（木曜日）及び同月十一日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで  
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
 平成三十年四月十六日（月曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
 (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）  
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
 (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示  
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料

一万四千七百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二百円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円
備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七三二二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成三十年五月十一日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

- 三 審査申請書の受付期間及び日時  
平成三十年四月十六日（月曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百元
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円
備考 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七三二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第九号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成三十年四月三日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）及び教習指導員審査（準中型）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成三十年五月十四日（月曜日）から同月二十五日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成三十年四月十六日（月曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示す

七 審査手数料

一万四千五百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千六百元
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千六百元
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円
備 考	
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千四百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七三二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成三十年五月十五日（火曜日）及び同月十六日（水曜日）の午前九時か

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円

- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
一万千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 その他

備 考	千三百円
<p>六 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。</p> <p>八 その他</p> <p>(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。</p> <p>(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。</p> <p>一 審査の種類 教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)</p> <p>二 審査の日時及び場所 (一) 日時 平成三十年五月十七日(木曜日)及び同月十八日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター</p> <p>三 審査申請書の受付期間及び時間 平成三十年四月十六日(月曜日)から同月二十日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで</p> <p>四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課</p> <p>五 提出書類 (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。) (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 運転免許証の提示</p> <p>六 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。</p>	

七 審査手数料  
 九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七九七三—二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成三十年五月十八日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間  
 平成三十年四月十六日（月曜日）から同月二十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先  
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類  
 (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）

(二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示  
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千四百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

平成三十年四月三日  
發行

發行  
人所

山口  
県知  
事